

サービス利用規約（電気プラン型）

第1章 総則

第1条 （会員規約）

1. この規約（以下、「本規約」といいます。）は、第2章の出勤サービス及び第3章のモバイル修理サポート（以下、出勤サービスとモバイル修理サポートを合わせて「本サービス」といいます。）を、第2条の会員が利用するにあたって適用されます。
2. ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下、「当社」といいます。）は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、この規約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、当社または保険会社、その他委託事業者の事情により本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
4. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了する場合は、当社が指定するウェブサイト等によりその旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 前項により当社が本サービスの提供を終了した場合、当社は会員に対し、何ら責任を負わないものとします。

第2条 （会員及び契約成立）

1. 会員とは、本規約に同意の上、ウェブサイトにて本サービスの加入手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいい、加入日をもって契約が成立するものとします。ただし、当社が申込みを承諾しない旨を通知した場合は、加入日に遡って無効となります。
2. 会員は、本サービスの加入手続をした時点で、本規約の内容を承諾しているものとみなします。
3. 会員は、会員登録において真正で最新の情報を入力するものとします。また、登録した情報に変更が生じた場合、会員は本サービスの定める所定の手続きに従い変更後の情報を登録するものとします。会員が登録した情報が虚偽又は最新でなかったために会員に対する通知が到達しなかった場合といえども、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。また、当社は、会員が登録した情報が虚偽又は最新でなかったために会員に発生した損害又は不利益に対して一切責任を負いません。
4. 会員自身が申込時に登録された住所地にある本サービスの対象となる物件（以下、「対象物件」といいます。）に居住せず、対象物件に居住される会員以外の方が本サービス利用を希

望する場合、会員による当社への事前登録において、対象物件に居住される方を本サービス提供対象者（以下「対象者」といいます。）として指定することにより、当該対象者が本サービスを利用することができます。この場合、対象者は本規約の内容を十分理解するものとし、会員は対象者にその内容を理解させ、対象者に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。また、第4条第1項に定める同居家族が利用する場合にも、会員は、同居家族にその内容を理解させ、同居家族に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

5. 本サービスの提供先は、1契約につき対象物件1件です。

第3条 （譲渡禁止等）

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条 （利用者）

1. 出動サービスは、会員または対象者とその二親等以内の同居家族のみ（以下、あわせて「会員等」といいます。）が対象物件1件において利用することができます（なお、同居家族とは、ウェブサイトにて登録され当社が承諾した方をいいます）。
2. 出動サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書（以下、「身分証明書」といいます。）による本人確認が必要となります。
3. モバイル修理サポートは、会員1名のみが利用することができます。

第5条 （会費）

1. 本サービスの会費は以下の通りで、会員は当社指定の方法で支払うものとします。
電気プラン：月額1,100円（税込）
2. 支払済みの会費は、退会、会員資格の終了、その他理由を問わず、返金には応じられません。
3. 会費の対象期間は当該月の1日から末日までとします。例えば、1月の会費は1月1日から1月31日までを対象期間とします。
4. 各月1日の午前0時時点で会員であった場合は、会員は当該月の会費を支払わなければなりません。会費の日割り計算は行いませんので、当該月の途中で退会したとしても、当該月の会費の返金には応じられません。

第6条 （会費の支払い方法）

1. 会費の支払い方法は、クレジットカード払いまたはキャリア決済とし、当社指定の方法で支払うものとします。
2. 本サービスの会員登録に必要なクレジットカード情報取得及び管理は、当社がPCI DSS に

完全準拠している株式会社ペイジェントに委託するものとします。

3. 本サービスの運営における、会員のクレジットカード情報は、株式会社ペイジェントが取得・管理をするため、当社はクレジットカード情報を保持いたしません。
4. 会員登録可能なクレジットカード情報は、サービスサイトをご確認ください。
5. 会員登録における会員とクレジットカード会社その他の第三者との間で紛争が発生した場合、当社は関与せず、会員自身の責任で解決をするものとします。
6. 会費は加入日の翌々月 1 日から課金され、以降毎月課金されます。
7. 当社が当該月の課金を行ったにもかかわらず未収となった場合は、当社は再課金を行いません。

第 7 条 （有効期間）

1. 本サービスの有効期間は、加入日の翌月 1 日からその月末までとし、会員または当社から特段の意思表示がない限り、1 か月毎に自動更新されるものとします。
2. 当該月の会費が未収となった場合は、前月末日をもって有効期間が終了します。例えば、2 月分の会費が未収となった場合は、1 月 31 日 24 時をもって有効期間が終了します。
3. 会員が退会手続きを行った場合は、退会手続き当月末日の 24 時をもって有効期間が終了します。

第 8 条 （通知方法）

1. 本サービスに関する会員の通知等は原則、最新の会員登録情報におけるメールアドレス宛への電子メールの送付により（ただし、状況により本サービスが適当と認めるその他の方法によります。）行うものとします。
2. 通知を電子メールで行う場合、本サービスが前項のメールアドレス宛に当社がメール送信し、会員が当該メールを閲覧可能になった時、又は当社がメールを送信してから 24 時間後のいずれか早い時点に通知が到達したとみなされます。
3. 当社は、会員に対して本サービスに関する通知、確認、キャンペーン、広告宣伝等のための電子メール・ダイレクトメール等の送付や電話連絡を行うことがあります。

第 9 条 （退会手続き）

1. 本サービスは、会員登録後に会員より退会の申し出があった場合でも、サービス有効期間終了までサービスの継続ご利用が可能となるため、サービス有効期間中の月額利用料の返金はできません。
2. 本サービスの退会とは、次月度更新に関する会費の自動更新を停止させることを指します。
3. 会員は退会を希望する場合、会員専用のマイページサイトからログイン後に、退会の届け出をすることにより、次月度の自動更新を停止させることができます。

第10条（会員情報変更の届出）

1. 会員本人に養子・婚姻等、戸籍の変更が生じた場合は、ウェブサイトにて変更の届出を行ってください。
2. 会員は、前項のほか、住所や連絡先その他の当社への届出内容に変更があった場合には、ウェブサイトにて速やかに変更の届出を行うものとし、届出がなかったことで会員が被る不利益は会員に帰属し、当社は損害賠償の責めを負わないものとします。また、この届出による変更後の対象物件となる物件所在地によっては、会員が本サービスを受けられない場合があることを会員は予め承諾するものとします。

第11条（個人情報保護）

1. 当社、保険会社及び業務提携先は本サービスの運営において知り得た会員等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。
 - （1）当社事業活動における各種サービスを提供するため
 - （2）会員等に対し当社の各種営業情報及び販促品等を提供するため
 - （3）（1）における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要がある場合
 - （4）会員等から頂いたご意見、ご要望にお応えするため
2. 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
 - （1）会員等が同意している場合
 - （2）個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合
3. 当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を第三者と共同で利用する場合があります。
4. 当社は、会員等またはその代理人から、会員等の個人情報の開示もしくは利用の停止、削除、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続に従ってこれに応じることとします。なお、当社の会員等の個人情報の取扱いにつきましては、プライバシーポリシー (<http://www.jbr.co.jp/privacy/>) をご確認ください。

第12条（会員資格の喪失）

会員等が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員等としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

- （1）不正な行為があった場合
- （2）本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- （3）本サービス利用時において、当社、保険会社及び当社の業務委託先に対して、電話を

長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社、保険会社及び当社の業務委託先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合

- (4) 対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (5) 本サービスを行う際に、当社、保険会社及び当社の業務委託先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- (6) 暴言・暴力やハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
- (7) 暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合
- (8) 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
- (9) その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1. 会員等は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明しまた将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。

- (1) 会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、または次のいずれかに該当すること

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (2) 会員等が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた要求行為
- ③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

2. 当社は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第14条（規約の変更）

当社は本サービスの運営上必要と判断した場合、会員の下承を得ることなく、この規約を変更することがあります。なお、その場合は、当社は会員に対し、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により変更内容を通知又は公表し、通知又は公表した日より14日経過後に、本規約内容の変更は効力を生じるものとします。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。

第15条（裁判管轄）

本サービスに起因して当社と会員の間で生じた紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 出動サービス

第16条（出動サービスの内容）

1. 当社及び業務提携先は、次の各号のトラブルが生じたとき、会員等に対してトラブル解決のための駆けつけサービス（以下、「出動サービス」といいます。）を提供いたします。出動サービスは、当該トラブルが発生した場合に、無償で駆けつけ、トラブル解決サポートを行うものです。ただし、特殊な構造・部品を使用する場合並びに30分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合は、有償となります。
 - （1）カギのトラブル
 - （2）水まわりのトラブル
 - （3）ガラスのトラブル

第17条（出動サービスにおけるサービス提供範囲）

出動サービスにおけるサービス提供範囲は、対象物件（共用部分を除きます）における当社が定める対応業務に限ります。

第18条（出動サービス利用料金）

1. 出動サービスの利用にあたり、基本料金、作業料金は無料となります。ただし、部品代及び特殊作業料金は会員の負担となり、支払方法は現地決済のみとなります。

2. 作業料金に関し、作業時間が 30 分を超える場合には、30 分を超えてから 10 分ごとに 1,100 円（税込）の費用が発生します。

第 19 条（出動サービスの利用方法及び利用時間）

出動サービスの提供を受けようとする場合には、告知された内容にしたがって利用するものとします。なお、出動サービスの利用受付は 24 時間年中無休ですが、出動サービスの提供時間は内容によって異なるものとします。

第 20 条（出動サービスの免責事由）

1. 下記の事項に該当する場合、出動サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 会員等以外の依頼
 - (2) 有効期間外の依頼
 - (3) 災害・天災・暴動等に起因する依頼
 - (4) カギの開錠の場合に会員等の立会いがない場合
 - (5) 運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示のない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、当該身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合
 - (6) 依頼を受けた物件が対象物件とは異なる場合
 - (7) 依頼した本人もしくは会員等の立会いがない場合（ただし、本人以外が立ち会うときは当社の定める手続による本人の確認、承諾が必要です）
 - (8) 貯水槽、エントランス等、集合住宅の共有部にあたる箇所のトラブル
 - (9) 離島及び島嶼もしくは当社のサービス提供が困難な地域におけるサービスの提供となる場合
 - (10) 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
 - (11) 会員等が出動サービスを規約外の目的で利用しようとした場合
 - (12) 出動サービス利用時において、当社及び当社の業務委託先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務委託先の業務を妨害または業務に支障を与えるおそれが生じた場合
 - (13) 会員等の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に出動サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - (14) 出動サービスを行う際に、当社及び当社の業務委託先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
 - (15) 会員等が本規約に反した場合
 - (16) その他当社が会員等として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
2. カギのトラブルに関して、第 1 項に定めるほか、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りします。

- (1) 車等自宅玄関以外の開錠作業を行う場合
 - (2) 特殊なカギの形状の場合（外国産ウェーブキー等も含む）
 - (3) 合鍵の作成
 - (4) 業務用金庫の開錠作業
 - (5) 電気錠取付工事等
3. カギのトラブルに関して、当社が会員等の顔写真付公的身分証明書を確認し、会員等の名義と一致することを確認した上で開錠作業を行った場合、開錠作業をしたことで発生した会員等または第三者との間で生じたトラブルについては、すべて会員等で解決するものとします。
4. ガラスのトラブルに関して、第1項に定めるほか、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りします。
- (1) ガラスを外すことが出来ない箇所や商品
 - (2) ガラス撤去のみの作業
 - (3) お手持ちのガラス加工や移設
5. 当社は出動サービスの利用により発生した会員等または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び出動サービスを利用できなかったことにより会員等または第三者に生じた損害について、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
6. 前項のほか、天災地変等の不可抗力により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社において会員等からの受電等が困難な場合、その他やむを得ない事由により出動サービスの提供をお断りする場合があります。

第3章 モバイル修理サポート

第21条（モバイル修理サポートの概要）

会員が所有または使用するモバイル端末が故障（水濡れによる故障を含みます）または外装破損によって使用不能（モバイル端末を使用できない状態をいいます）となったことに伴い、利用者が費用を負担することによって被る損害に対して、別紙に定める「モバイル修理サポート」提供条件に従い、補償条件に合致する場合に下記保険会社が会員に保険金を支払うサービスをいいます。

引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社（以下、「保険会社」といいます。）

保険契約者：当社

被保険者：会員

第22条（モバイル修理サポートの利用手続き）

1. 会員が保険金の請求を行うときは、別紙に定める方法により、保険会社に申請するものとします。
2. 保険会社は、会員から保険金の請求の申請を受けたときは、保険会社所定の方法により契約対象物の補償事故等の事実を調査します。
3. 前項に定める保険会社が行う調査において、会員から各種情報の提供をしていただく可能性があります。また、当該調査に協力しなかった場合、補償の履行が遅延または不可と判断される場合があります。

第23条（モバイル修理サポートの実施）

1. モバイル修理サポートにおける補償の実施方法については、保険会社所定の方法により行うこととし、保険会社から会員へ別紙に定める保険金を支払うことにより完了するものとします。
2. モバイル修理サポートの補償は、1年間に1回を限度とします。

第24条（契約対象物）

契約対象物は、別紙に定めるモバイル端末に限ります。

第25条（営業活動の禁止）

会員は、モバイル修理サポートを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることはできません。

第26条（必要書類等の準備）

会員は、自己の責任において、モバイル修理サポートを利用するために必要な情報等を保持し管理するものとします。

第27条（モバイル修理サポート利用停止）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当するときには、モバイル修理サポートの利用を停止することがあります。
 - （1） 会員が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で故意に支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - （2） 会員が保険金の請求にあたり、詐欺行為（未遂を含む）があった場合
 - （3） モバイル修理サポートに関連して虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - （4） 営業活動の禁止の規定に違反する行為を行ったと当社が認めたとき。
 - （5） 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - （6） その他本規約に反する行為であって、モバイル修理サポートに関する当社の業務の

遂行に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(7) その他当社に損害を与える行為を行ったとき。

2. 当社は、何ら催告なく、前項の規定によりモバイル修理サポートの利用停止をすることができるものとします。

第28条（モバイル修理サポートの免責事由）

1. 保険会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補償を行いません。

- (1) 有効期間外に発生した事故。
- (2) 会員外の契約対象物に発生した事故
- (3) 会員が会員資格を有していないときに発生した事故。
- (4) 契約対象物の紛失、盗難
- (5) 地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
- (6) 火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
- (7) 公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。
- (9) 契約対象物が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合。（契約対象物の通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。）
- (10) 契約対象物を家族、知人、オークションやフリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。
- (11) 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）
- (12) 契約対象物のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。
- (13) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、契約対象物の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- (14) 契約対象物を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
- (15) 詐欺、横領によって生じた損害。
- (16) 自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。
- (17) 日本国外で発生した事故による損害。
- (18) 契約対象物が故障または外装破損した場合において、被保険者が、契約対象物のメーカー等が発行する書類を、保険会社に提出しない場合。
- (19) 契約対象物のメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理可能」と判定したにもかかわらず、被保険者が携帯端末を修理しなかった場合。
- (20) 契約対象物のメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理不能」と判

定したにもかかわらず、被保険者が別途同種の契約対象物を購入しなかった場合。

(2 1) 契約対象物がノートパソコンの場合、ソフトウェアに起因する故障、ウィルス駆除、データ復旧作業、対象機器以外の接続機器に起因する故障等。

(2 2) 修理の際メーカーの修理不能リストに載っている契約対象物、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。

2. 保険会社は、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

(1) 契約対象物のメーカー等による契約対象物の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、契約対象物の状態が悪化し、増加した修理費用。

(2) 契約対象物にかかった、修理費用以外の費用。(見積り取得に関する費用、送料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など。)

【別紙】「モバイル修理サポート」提供条件

（契約対象物の範囲）

スマートフォン、携帯電話（ガラケー）、タブレット、ノートパソコン

事前登録は不要ですが、2回目以降の事故は1回目端末と同じものに限りです。

また、SIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

（保険会社の表示）

所在地：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル7階

商号：レスキュー損害保険株式会社

連絡先：mobile@rescue-sonpo.jp

（支払事由）

会員が所有または使用するモバイル端末が故障（水濡れによる故障を含みます）または外装破損によって使用不能（モバイル端末を使用できない状態をいいます）となったことに伴い、会員が費用を負担することによって損害が生じていること。ただし、自然故障は当該機種販売開始から36か月までの機器のみ対象です。

（お支払いする保険金の額）

年1回（事故日起算）を上限とし、修理可能時は被保険者が負担した修理費用（注）をお支払いします。修理可能時の上限金額は50,000円です。修理不能時は一律12,500円をお支払いします。

（注）モバイル端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

（本サービスの利用方法）

1. 本サービスにおける補償の実施においては、保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書、および審査の過程で必要となる以下の書類を提出していただきます。

提出必要書類
【一部故障・破損（修理可能）の場合】 (1) 事故状況説明書兼保険金請求書 (2) 修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等一部故障を証明できるもの (3) 修理した際の領収書等、修理費用を負担したことを証明できるもの (4) その他指定保険会社が追加で求めた書類、写真等

【全損（修理不能）の場合】

- (1) 事故状況説明書兼保険金請求書
- (2) 修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー、店舗等のレポート等の契約対象物が全損したことが証明できるもの
- (3) 交換・新規購入した際の領収書等、契約対象物に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの
- (4) その他指定保険会社が追加で求めた書類、写真等

- * 修理可能とはモバイル端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合やモバイル端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。
- * 修理不能とは、モバイル端末の内部基盤が修復不能な状態のため、モバイル端末のメーカー等での修理が不可能（注）で、被保険者が別途同種のモバイル端末を購入した状態をいいます。

（注）モバイル端末のメーカーや修理業者等が端末の状態を確認した結果、修理が不可能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます。

2. 前項に定める他、保険会社は本サービスにおける補償の実施にあたり、以下の事実確認を行います。

- (1) 補償事故に該当する事実の有無
- (2) 損害の額および補償事故との因果関係
- (3) 補償事故発生原因（会員の関与の有無、その他の事情）
- (4) 補償事故の発生後の会員その他関係者の対応方法

個人情報の取扱いについて

本書面は、今回会員に記入していただく個人情報の利用目的、取り扱い等についてご説明するものです。申込書・記入フォーム・お電話にてサービスの申込やお問い合わせくださる場合は、下記内容を必ずお読みいただき、ご同意のうえご記入・お申込み・お問合せください。

1. 個人情報の利用目的

会員等の個人情報は、以下の目的のために利用し、それ以外の目的で利用することは致しません。

- (1) 当社事業活動における各種サービスをご提供するため
- (2) 会員等に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種営業情報及び販促品等をご提供するため
- (3) (1) に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケート、その他事項等、改めて会員等と接触をする必要が発生した際のため
- (4) 会員等から頂いたご相談・お問い合わせ・ご意見・ご要望にお答えするため
ただし、次の場合においては、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがございます。
 - ・法令に基づく場合
 - ・当社のグループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合

2. 個人データの共同利用

- (1) 当社とグループ会社及び提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。
- (2) 個人データの項目
お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込時もしくはサービス提供中に、当社が会員等に関して取得するすべての個人情報。ただし、センシティブ情報を除きます。
- (3) 共同利用するグループ会社等
レスキュー損害保険株式会社、ジャパン少額短期保険株式会社、
ジャパンワランティサポート株式会社、株式会社生活救急車
- (4) 共同利用する目的
 - ① 当社事業活動における各種サービスを提供するため
 - ② お客様に対して当社又は当社の業務提携先、業務委託先の各種情報及び販促品等をご提供するため。

③ 1. に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケートその他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため。

④ お客様から頂いたご相談・お問い合わせ・ご意見・ご要望にお応えするため。

(5) 個人データ管理責任者

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

名古屋市中区錦 1-10-20 アーバンネット伏見ビル 5 階

代表取締役 榊原 暢宏

(6) 取得方法

申込ウェブサイト等

3. 個人情報の委託

当社では、利用目的を達成するため必要な範囲内で、当社業務提携先や業務委託先が他の企業に委託することがあります。その場合は当社及び業務提携先や業務委託先は当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で会員等の個人情報を委託します。

4. 匿名加工情報の取扱いについて

当社は特定の個人を識別できないように加工した情報であって当該個人情報を復元することができないようにした情報（匿名加工情報）について会員等のプライバシーを厳重に保護する観点から、情報の取扱いについてガイドラインを策定し、適正に取り扱います。

5. 個人情報の安全管理

当社が取得した個人情報及び特定個人情報ならびに外部からお預かりした個人情報及び特定個人情報は、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防に努めます。

6. 個人情報の記入の任意性

個人情報のご記入は任意です。ただし、必須項目に記入頂けない場合には、サービスが提供できない場合やお問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

7. 当社運営ウェブサイトの個人情報の取扱いについて

当社は、当社運営のウェブサイトにおいて「端末情報」「ログ情報」「cookie 及び匿名 ID」「位置情報」を取得し、以下の目的のために利用致します。

(1) 本サービスに関する登録の受付、本人確認、維持、保護及び改善のため

- (2) 本サービスに関するご案内、お問い合わせ等への対応のため
- (3) 本サービスに関する当社の規約、ポリシー等（以下「規約等」といいます。）に違反する行為に対する対応のため
- (4) 本サービスに関する規約等の変更などを通知するため
- (5) 個人を特定できない状態で統計資料として利用するため

8. 保有個人データ又は第三者提供記録に関する事項の周知
事業者名：ジャパンベストレスキューシステム株式会社
名古屋市中区錦 1-10-20 アーバンネット伏見ビル 5F
代表取締役 榊原 暢宏

当社の個人情報管理責任者（「個人情報保護管理者個人」）
所属：管理本部長
連絡先（e-mail）：info@jbr.co.jp

9. 保有個人データの利用目的
- a 役員等を含む従業員の保有個人データ
 - 当社の人事労務管理のため
 - b 採用応募者に関する保有個人データ
 - 採用審査のため
 - c プライバシーマーク運用に伴い発生する保有個人データ
 - プライバシーマーク運用管理のため
 - d お客様等、外部のお取引先からお預かりする保有個人データ
 - お客様からのお預かり情報 サポート管理のため
 - e お取引先に関する保有個人データ
 - お取引に関する管理のため

10. 保有個人データの安全管理措置

当社規定に基づき、データを保護します。

11. お問い合わせ、訂正・利用停止

当社は、お客様からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお申し出に対して、当社窓口にて適切かつ迅速に対応いたします。

12. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応い

たします。お問い合わせは下記窓口までお申し出ください。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ】

【保有個人データ又は第三者提供記録に関する苦情及び請求（開示/訂正等）のお問い合わせ】

窓口：管理本部管理部総務課 苦情相談窓口担当

連絡先（e-mail）：info@jbr.co.jp

以上

2023 年 12 月 1 日 制定

【重 要 事 項 説 明 書】

修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）のご説明（保険契約概要）

レスキュー損害保険株式会社

- 「サービス利用規約（電気プラン型）」のご加入に際して、特にご確認いただきたい事項をこの「保険契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 「サービス利用規約（電気プラン型）」の会員サービスは、ジャパンベストレスキューシステム株式会社を保険契約者とし、皆さまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とした保険契約となります。会員である期間中は、保険の補償を受けられますが、会員資格を喪失しますと、補償は受けられません。
- 本書面は保険契約の概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましてはレスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては同社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。なお、保険内容についてご不明な点につきましては、同社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）とは、偶然な事由^Aによって、被保険者が所有または使用する携帯端末が使用不能（携帯端末を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額 50,000 円を限度として保険金をお支払いする保険商品です。

2. 補償内容

（1）保険金をお支払いする場合

偶然な故障（水濡れによる故障を含みます）または外装破損によって携帯端末^Bが使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対

^A 故障（水濡れによる故障を含みます）、外装破損及び盗難・紛失が補償対象となります。

^B 被保険者のスマートフォン、携帯電話（ガラケー）、タブレット、ノートパソコンをい、対象端末に挿入する SIM カード、メモリーカード、電池パック等および充電器、AC アダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

して損害保険金を支払います。

(2) お支払いする保険金の額

保険金額を限度として以下の額を損害保険金として支払います。

① 携帯端末が修理可能な場合

修理費用^C＝損害保険金

* 修理可能とは携帯端末をメーカー等で修理した状態をいいます。

修理により同等品と交換した場合や携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。

② 携帯端末が修理不能な場合

損害保険金は、12,500 円です。

別途購入した携帯端末の代金ではありません。

* 修理不能とは、携帯端末の内部基盤が修復不能な状態のため、携帯端末のメーカー等での修理が不可能^Dで、被保険者が別途携帯端末を購入した状態をいいます。

★ (3) 保険金のお支払い回数

保険会社が保険金を支払った場合は、被保険者毎に保険金の支払回数を記録します。保険金のお支払い回数は年間 1 回までとし、支払回数は、事故日を基準として記録します。

★ (4) 保険金をお支払いできない主な場合

下記のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。
- ② 被保険者と同居の親族の故意または携帯端末を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限る。
- ③ 不具合が補償期間外に発生した場合。
- ④ 地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
- ⑤ 火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
- ⑥ 公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。

^C 携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

^D 携帯端末のメーカー等が携帯端末の状態を確認した結果、修理が不可能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます。

- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。
- ⑧ 携帯端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合。（携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。）
- ⑨ 携帯端末を家族、知人、オークション、フリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。
- ⑩ 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）
- ⑪ 携帯端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における回収の原因または修理の対象となる事由。
- ⑫ すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、携帯端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- ⑬ 携帯端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
- ⑭ 詐欺、横領によって生じた損害。
- ⑮ 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害。
- ⑯ 日本国外で発生した事故による損害。
- ⑰ 携帯端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、携帯端末のメーカー等が発行する書類を、保険会社に提出しない場合。
- ⑱ 携帯端末のメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理可能」と判定したにもかかわらず、被保険者が携帯端末を修理しなかった場合。
- ⑲ 携帯端末のメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理不能」と判定したにもかかわらず、被保険者が別途携帯端末を購入しなかった場合。
- ⑳ 修理の際メーカーの修理不能リストに載っている携帯端末、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。

下記のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ① 携帯端末のメーカー等による携帯端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、携帯端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ② 携帯端末にかかった修理費用以外の費用による損害。（見積り取得に関する費用、送料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など。）

3. 付帯する特約

携帯端末修理費用補償特約、保険料月払特約、包括契約に関する特約、パソコン修理費用補償特約が付帯されます。

4. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「サービス利用規約（電気プラン型）」の規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

5. お引受条件

当保険は「サービス利用規約（電気プラン型）」自動付帯となります。保険証券は発行いたしておりません。

6. 解約および解約返戻金等の有無について

当保険は「サービス利用規約（電気プラン型）」自動付帯のため、保険契約のみの解約はできません。会員サービスを解約される場合はサービス規約に従って手続きしてください。保険契約の配当金、解約払戻金、満期返戻金はありません。

7. 保険料および保険料の払込みについて

保険料は保険契約者（ジャパンベストレスキューシステム株式会社）が保険会社へ支払います。

修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）のご説明（注意喚起情報）

- 「サービス利用規約（電気プラン型）」のご加入に際して、お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。実際のお支払いの可否など詳細につきましては、ジャパンベストレスキューシステム株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。また、ご不明な点につきましては、保険会社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。
- 当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

1. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「サービス利用規約（電気プラン型）」の規約で定めた利用開始日の 0 時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の 24 時に終わります。

2. 免責事由等

- ★（１）「修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）のご説明（契約概要）」の「2.（４）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。被保険者が修理費用を負担した場合であっても「2.（４）保険金をお支払いできない主な場合」に該当すると保険金をお支払いできませんので、修理を行う前に「2.（４）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

3. 損害保険会社破綻時の取扱い

- ★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

4. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- （１）専用ページにて、Web での保険金請求手続きを行っていただく、または保険金請求の手続き案内書、事故状況説明書兼保険金請求書をダウンロードしてください。
- （２）被保険者が携帯端末のメーカー等へ携帯端末の修理依頼を行ってください。
- ★（３）保険金のご請求にあたっては、以下の書類または証拠をご提出いただく場合が

あります。

【修理可能であった場合】

- ① 保険会社所定の事状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理した事実を証明できるもの
- ③ 有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

【修理不能であった場合】

- ① 保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの
- ③ 機種変更・新規購入した際の領収書、対象端末に代わる端末を機種変更・新規購入したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

★（４）保険金請求については時効（３年）がありますのでご注意ください。

【ご利用に関する受付窓口】

保険サポートセンター

0120-666-761 10:00~19:00 年中無休

5. 補償重複について

★携帯端末を補償する他の保険契約や携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスに重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証サービス適用後の被保険者負担分が補償されます。

6. クーリングオフについて

★保険契約のクーリングオフはできません。

7. レスキュー損害保険株式会社の個人情報のお取り扱い等について

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページ（<https://www.rescue-sonpo.jp/>）をご覧ください

くか、下記お問合せ窓口までお問い合わせください。

【保険会社の相談・苦情・連絡窓口】

住所：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

連絡先：レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

8. 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）

受付時間：9：15～17：00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く））

IP 電話からは、03-4332-5241 をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

以上

2023 年 11 月 1 日制定
文書番号 RB05-007 2023.10